

事務連絡
平成 25 年 7 月 1 日

関係団体事務局 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

障害支援区分への見直し(案)に対するご意見募集について

平素より障害保健福祉行政の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

現在、厚生労働省では、平成 26 年 4 月の障害支援区分の施行に向け、障害支援区分への見直し(案)を検討するとともに、既に障害程度区分の認定を受けている方の中から、ご賛同いただいた方に対して、見直し(案)に基づく審査判定等を試行的に行う「障害支援区分開発に係るモデル事業」を約 100 の市(区)町村において実施しています。

また、モデル事業の結果を踏まえ、見直し(案)の検証や必要な修正等を行うこととしておりますが、今後の検討における参考とするため、本日から、厚生労働省ホームページを通じて、見直し(案)に対するご意見を広く募集することとしました。

貴団体におかれては、貴団体傘下の関係者等に対して、モデル事業の実施に当たって、各地方公共団体から見直し(案)に基づく認定調査等の協力依頼があった場合には、前向きにご対応いただくとともに、併せて、意見募集も実施されている旨の周知を幅広く行っていただく等、特段のご配慮をお願いします。

【募集内容】

案 件：障害支援区分への見直し(案)について

募集期間：平成 25 年 7 月 1 日(月)～7 月 31 日(水)

掲載アドレス：<http://www.mhlw.go.jp/public/bosyuu/iken/p20130701-01.html>

※その他(ご意見の登録方法等)については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

[本件連絡先]

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課障害程度区分係 増田、友永

電話番号：03-5253-1111(内線 3026)

障害支援区分開発に係るモデル事業 実施市区町村

北海道	札幌市	苫小牧市	北斗市
青森県	青森市	八戸市	五所川原市
岩手県	盛岡市	北上市	矢巾町
宮城県	一	一	一
秋田県	秋田市	大仙市	鹿角市
山形県	鶴岡市	米沢市	新庄市
福島県	一	一	一
茨城県	神栖市	石岡市	利根町
栃木県	宇都宮市	栃木市	那須塩原市
群馬県	太田市	一	一
埼玉県	さいたま市	川越市	日高市
千葉県	船橋市	佐倉市	一
東京都	足立区	杉並区	港区
神奈川県	横浜市	川崎市	藤沢市
新潟県	新潟市	佐渡市	南魚沼市
富山県	高岡市	氷見市	一
石川県	金沢市	能美市	輪島市
福井県	大野市	一	能登町
山梨県	甲斐市	富士吉田市	韮崎市
長野県	松本市	安曇野市	一
岐阜県	岐阜市	大垣市	一
静岡県	静岡市	一	一
愛知県	豊橋市	西尾市	一
三重県	津市	鳥羽市	一

滋賀県	一	一	一
京都府	京都市	宇治市	綾部市
大阪府	大阪市	東大阪市	枚方市
兵庫県	姫路市	尼崎市	一
奈良県	奈良市	橿原市	宇陀市
和歌山県	紀の川市	上富田町	一
鳥取県	鳥取市	米子市	八頭町
島根県	隠岐の島町	川本町	海士町
岡山県	倉敷市	瀬戸内市	備前市
広島県	広島市	呉市	一
山口県	山口市	宇部市	一
徳島県	一	一	一
香川県	一	一	一
愛媛県	松山市	四国中央市	西予市
高知県	南国市	土佐市	一
福岡県	福岡市	北九州市	久留米市
佐賀県	一	一	一
長崎県	長崎市	諫早市	平戸市
熊本県	熊本市	芦北町	あさぎり町
大分県	大分市	宇佐市	豊後大野市
宮崎県	一	一	一
鹿児島県	鹿児島市	奄美市	曾於市
沖縄県	うるま市	浦添市	糸満市
			宮古島市

※ 平成25年7月1日現在（107市区町村）

障害支援区分への見直し

障害程度区分

【定義】

障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すもの。

【課題】

障害程度区分は、知的障害者及び精神障害者について、一次判定で低く判定され、二次判定で引き上げられている割合が高いことから、障害の特性を反映するよう見直すべきではないか、との課題が指摘。

※二次判定で引き上げられた割合

[平成22年10月～平成23年9月]

身体：20.3% 知的：43.6% 精神：46.2%

[平成23年10月～平成24年9月]

身体：17.9% 知的：40.7% 精神：44.5%

障害支援区分

【定義】

障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

【施行期日】

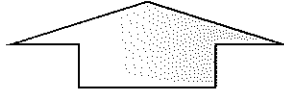
平成26年4月1日

【適切な障害支援区分の認定のための措置】

政府は、障害支援区分の認定が知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、区分の制定に当たった適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。

【法施行後3年を目途とした検討】

政府は、障害者総合支援法の施行後3年（障害支援区分施行後2年）を目途として、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。



障害支援区分への見直し（案）

1. 新判定式（コンピュータ判定式）の構築

① コンピュータ判定式の見直し

現行の二次判定により近い一次判定が全国一律で可能となるよう、コンピュータ判定式の抜本的な見直し。

② 警告コードの廃止

一部の組み合わせだけでは障害の特性か、入力ミスかを判断することは困難なため、警告コードを廃止。

2. 認定調査項目の見直し（106項目 → 80項目）

① 調査項目の追加〔6項目〕

現行の調査項目では評価が難しい知的障害者や精神障害者の特性をより反映するため、調査項目を追加。

② 調査項目の統合〔14項目 → 7項目〕、削除〔25項目〕

評価が重複する調査項目を統合するとともに、他の調査項目や医師意見書で評価できる項目を削除。

③ 選択肢の統一

「身体介助」「日常生活」「行動障害」に係る各調査項目の選択肢を統一。

④ 評価方法の見直し

できたりできなかったりする場合、「より頻回な状況」から「できない状況」に判断基準を見直し。

⑤ その他（認定調査項目以外の活用）

医師意見書の一部項目を、コンピュータ判定で直接評価。

1. 新判定式（コンピュータ判定式）の構築

① コンピュータ判定式の見直し

課題

- ① 現行のコンピュータ判定式は、開発された当時の要介護認定の判定式（樹形図）をそのまま活用したため、肢体不自由者以外の障害の特性を十分に反映できていない。
- ② 106項目の調査項目のうち、「行動障害や精神面等の調査項目（20項目）」の結果が、コンピュータ判定では評価されていない。

見直し

全ての調査項目を活用しつつ、現行の二次判定により近い一次判定が全国一律で可能となるように、コンピュータ判定式を抜本的に見直す。

障害程度区分

- ① 認定調査の結果を基に介護の
手間に係る時間を算出
- ② 算出された合計時間に応じて
区分が決定

障害支援区分

- ① 認定調査の結果や医師意見書の内容から、障害者の状態像を数量化
- ② 同じ状態像の障害者の「障害程度区分の二次判定結果」の実績を踏まえ最も確率の高い区分を「障害支援区分の一次判定結果」とする。

平成21年度～23年度の認定データ（約14,000件）に基づき判定式を構築

② 警告コードの廃止

課題

要介護認定と同じものを活用しているため、障害の特性を踏まえていない。

見直し

障害の特性は多種多様であり、個々の障害者はさらに様々な状態である。

一部の組み合わせだけで障害の特性が、入力ミスをかを判断することは困難であることから、警告コードは廃止。

「新判定式（コンピュータ判定式）」（案）の仕組み

① 認定調査項目等を支援行為や選択肢の回答傾向が類似している11群に分類

① 麻痺・拘縮	麻痺や拘縮
② 起居動作	寝返りや両足での立位保持など
③ 生活機能 I	食事や排便など
④ 生活機能 II	移乗や口腔清潔など
⑤ 視聴覚機能	視力や聴力
⑥ 認知機能	薬の内服や日常の意思決定など

⑦ 応用日常生活動作	掃除や買い物など
⑧ 行動上の障害 A	支援の拒否や暴言暴行など支援面
⑨ 行動上の障害 B	多動やこだわりなど行動面
⑩ 行動上の障害 C	話がまとまらない、意欲欠如など精神面
⑪ 特別な医療	点滴の管理や経管栄養など

② 認定調査の結果と医師意見書の内容を踏まえ、各群ごとの合計点を算出（障害者の状態像を数値化）

② 起居動作	寝返り	できる	0	見守り等	7.8	部分介助	7.8	全介助	14.8	7.8
	起き上がり	できる	0	見守り等	6.2	部分介助	6.2	全介助	15.0	6.2
	座位保持	できる	0	見守り等	6.8	部分介助	11.6	全介助	15.9	6.8
	両足立位	できる	0	見守り等	7.2	部分介助	7.2	全介助	14.5	7.2
	歩行	できる	0	見守り等	5.4	部分介助	5.4	全介助	13.6	5.4
	立ち上がり	できる	0	見守り等	5.1	部分介助	5.1	全介助	14.8	5.1
	片足保持	できる	0	見守り等	2.8	部分介助	2.8	全介助	11.4	2.8
	「② 起居動作」の合計点 =									
	41.3									

全介助の
合計点は100点

③ 「障害程度区分の二次判定結果」と関連性の高い「各群の合計点」や「認定調査項目の各選択肢」等の組み合わせ（191組）の中で状態像が合致する組み合わせの「障害程度区分の二次判定結果の比率」を踏まえ、「障害支援区分の一次判定」を決定

No	条件1	条件2	条件3	条件4	条件5	条件6	...
37 / 191	③生活機能 I ≤15.5	④生活機能 II ≤0.1	⑧行動障害 A ≤20.1	⑦応用動作 ≤73.2	⑦応用動作 ≥36.2	感情が不安定 ≥希にある	...

No	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
37	0.0%	4.3%	74.5%	20.2%	1.1%	0.0%	0.0%

「区分2」= 一次判定結果

2. 調査項目の見直し（106項目 → 80項目）

① 調査項目の追加 [6項目]

課題

知的障害者及び精神障害者の特性をより反映できるように、調査項目を追加する必要がある。

見直し

現行の調査項目では評価が難しい知的障害者や精神障害者の特性をより反映するため、調査項目を追加。

特に、発達障害の特性にも配慮できるよう、行動障害に関する調査項目を追加。

調査項目の追加

健康・栄養管理：「体調を良好な状態に保つために必要な健康面・栄養面の支援」を評価

危険の認識：「危険や異常を認識し安全な行動を行えない場合の支援」を評価

読み書き：「文章を読むこと、書くことに関する支援」を評価

感覚過敏・感覚鈍麻：「発達障害等に伴い感覚が過度に敏感になること、鈍くなることの有無」を確認

集団への不適応：「集団に適応できないことの有無や頻度」を確認

多飲水・過飲水：「水中毒になる危険が生じるほどの多飲水・過飲水の有無や頻度」を確認

※ その他、評価内容を追加・見直す主な項目

衣服の着脱（衣服の準備等）

じょくそう（予防のための介助）

えん下（経管栄養等の状況）

食卓（食事開始前の支援）

入浴（洗髪や洗顔、浴槽の出入り）

排便（月経時の処理）

薬の管理（内服薬以外）

金銭の管理（金融機関での手続き）

視力（全盲） **聴力**（全ろう）

昼夜逆転（睡眠薬等の内服）

支援の拒否（介護以外の支援）

外出して戻れない（周辺地理を理解していない）

そううつ状態（そう状態）

不安定な行動（支援者等の変化）

話がまとまらない（興奮時の一時的な場合）

1人で出たがる、物や衣類を壊す、自らを傷つける行為、他人を傷つける行為（周囲や周辺の配慮等）

収集癖、不潔行為、異食行為、不適切な行為、突発的な行動（未然に防ぐ支援）

特別な医療 [12項目]（本人や家族等が行う類いの行為）

② 調査項目の統合 [14項目→7項目]、削除 [25項目]

課題

認定調査時における障害者の負担を軽減するため、不要な調査項目等を整理する必要がある。

見直し

障害程度区分の認定状況を分析し、評価が重複する調査項目を統合するとともに、

他の調査項目や医師意見書で評価できる項目を削除する。

調査項目の統合

「上位の着脱」 「ズボン・パンツ等の着脱」 → 「衣服の着脱」
 「洗身」 「入浴の準備と後片付け」 → 「入浴」
 「調理」 「食事の配膳・下膳」 → 「調理」
 「意志の伝達」 「独自の意思伝達」 「指示への反応」 「説明の理解」 → 「コミュニケーション」 「説明の理解」
 「被害的」 「疑い深く拒否的」 → 「被害的・拒否的」
 「大声を出す」 「通常と違う声」 → 「大声・奇声を出す」

調査項目の削除

麻痺 [5項目]	拘縮 [6項目]	じょくそう以外の皮膚疾患	飲水
洗顔	整髪	つめ切り	毎日の日課の理解
生年月日をいう	短期記憶	自分の名前をいう	今の季節を理解
場所の理解	幻視幻聴	火の不始末	文字の視覚的認識

(※) 「麻痺」及び「拘縮」は医師意見書の内容をコンピュータ判定（一次判定）で直接評価。

障害支援区分の調査項目（案）

1. 移動や動作等に関連する項目 [12項目]									
1-1	寝返り	1-2	起き上がり	1-3	座位保持	1-4	移乗		
1-5	立ち上がり	1-6	両足での立位保持	1-7	片足での立位保持	1-8	歩行		
1-9	移動	1-10	衣服の着脱	1-11	じょくそう	1-12	えん下		
2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目 [16項目]									
2-1	食事	2-2	口腔清潔	2-3	入浴	2-4	排尿		
2-5	排便	2-6	健康・栄養管理	2-7	薬の管理	2-8	金銭の管理		
2-9	電話等の利用	2-10	日常の意思決定	2-11	危険の認識	2-12	調理		
2-13	掃除	2-14	洗濯	2-15	買い物	2-16	交通手段の利用		
3. 意思疎通等に関連する項目 [6項目]									
3-1	視力	3-2	聴力	3-3	コミュニケーション	3-4	説明の理解		
3-5	読み書き	3-6	感覚過敏・感覚鈍麻		-		-		
4. 行動障害に関連する項目 [34項目]									
4-1	被害的・拒否的	4-2	作話	4-3	感情が不安定	4-4	昼夜逆転	4-5	暴言暴行
4-6	同じ話をする	4-7	大声・奇声を出す	4-8	支援の拒否	4-9	徘徊	4-10	落ち着がない
4-11	外出して戻れない	4-12	1人で出たがる	4-13	収集癖	4-14	物や衣類を壊す	4-15	不潔行為
4-16	異食行動	4-17	ひどい物忘れ	4-18	こだわり	4-19	多動・行動停止	4-20	不安定な行動
4-21	自らを傷つける行為	4-22	他人を傷つける行為	4-23	不適切な行為	4-24	突発的な行動	4-25	過食・反すう等
4-26	そううつ状態	4-27	反復的行動	4-28	対人回不安緊張	4-29	意欲が乏しい	4-30	話がまとまらない
4-31	集中力が続かない	4-32	自己の過大評価	4-33	集団への不適応	4-34	多飲水・過飲水		-
5. 特別な医源に関連する項目 [12項目]									
5-1	点滴の管理	5-2	中心静脈栄養	5-3	透析	5-4	ストーマの処置		
5-5	酸素療法	5-6	レスピレーター	5-7	気管切開の処置	5-8	疼痛の看護		
5-9	経管栄養	5-10	モニター測定	5-11	じょくそうの処置	5-12	カテーテル		

③ 選択肢の統一

身体介助関係

- 声かけ等の支援によって行為や行動ができる場合「できる（介助なし）」とされ、声かけ等の支援が評価されない項目がある。
- 多動性や衝動性等の行動障害に対する見守り等の支援が評価されない。

日常生活関係

- 「行為、行動ができるかできないか」という判断基準であり「支援が必要かどうか」が評価されない。
- 普段行っていない場合「能力を勘案し総合的に判断する」となっているが、判断基準が不明確。

行動障害関係

- 見守り等の支援によって行動上の障害が現れていない場合「行動障害がない」となる。

選択肢統一

1. できる
2. 見守り等の支援が必要
3. 部分的な支援や介助が必要
4. 全面的な支援や介助が必要

運動機能の低下だけに限らず「知的障害や精神障害、発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない」場合を含めて判断。

選択肢統一

1. できる
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断。

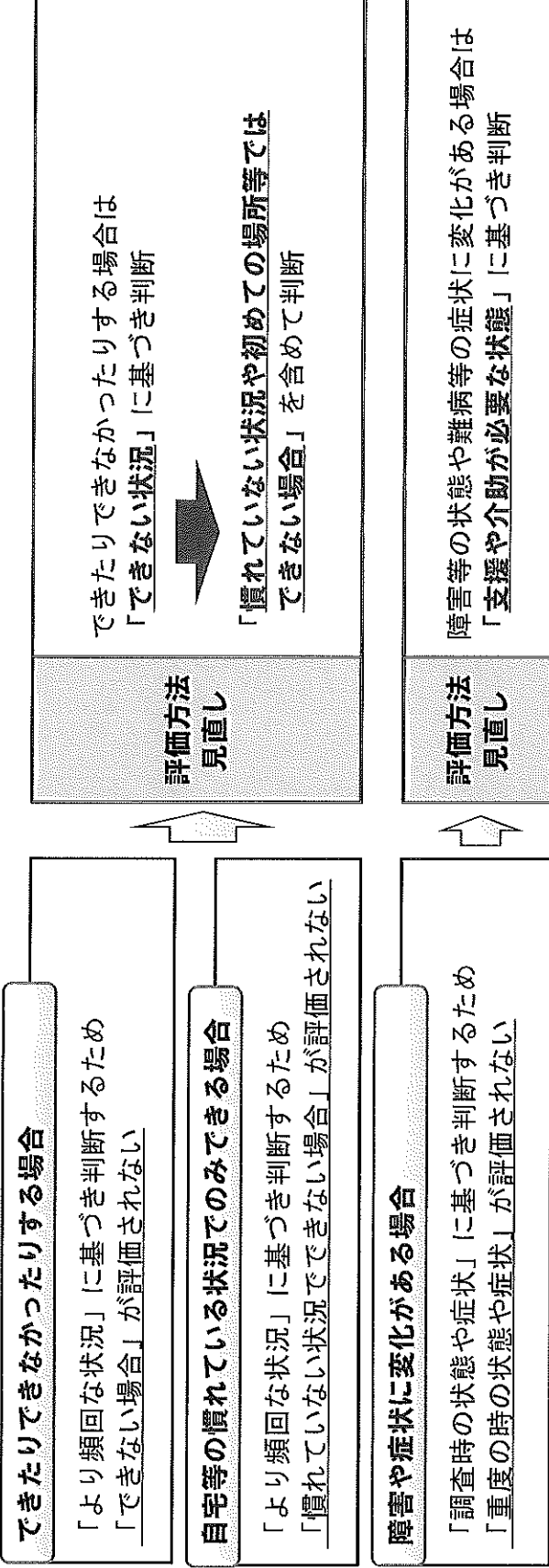
日頃行っていない場合は、一連の行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、認識しているか等を踏まえ判断。

選択肢統一

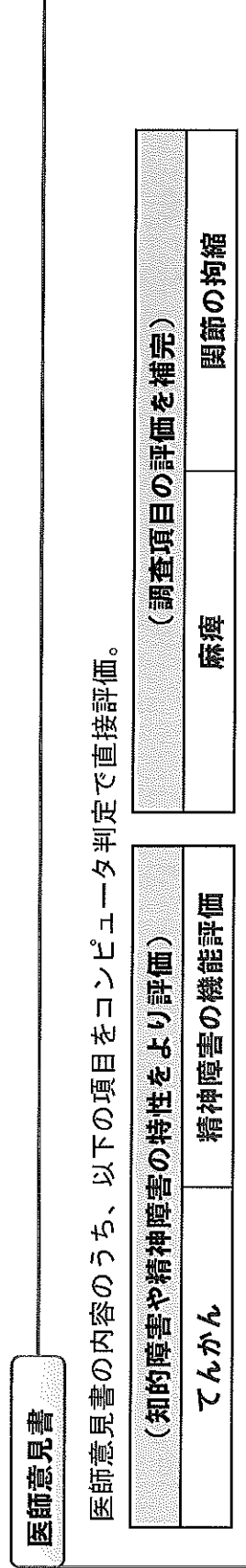
1. ない
2. 希にある
3. 月1回以上ある
4. 週1回以上ある
5. ほぼ毎日（週5日以上）ある

行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断。

④ 評価方法の見直し



⑤ その他（認定調査項目以外の活用）



(※) 認定調査員による調査項目ではないことから、80項目には含まれない。